

創造力あふれる人とまち みしま



三島市文化振興基本計画

平成 28 年 3 月
三島市・三島市教育委員会

はじめに

人口減少社会が到来し、私たちはこれまでにない様々な社会的課題に取り組んでいかなければなりません。その解決に向けて一つの鍵となるのが、文化だと考えております。

三島市においては、市民の皆様が文化・芸術活動が大変活発であり、貴重な文化財・伝統芸能の後世への継承とともに、高いレベルの展覧会や舞台公演などの開催は、都市格を向上させ郷土愛を醸成し、生活に潤いや豊かさを与えるものとなっております。このような中、三島市では、県内他市町に先駆けて、平成26年6月に三島市文化振興基本条例を制定いたしました。

これまで取り組んでまいりました「ガーデンシティみしま」、「スマートウェルネスみしま」、「地域コミュニティ」などの基幹施策と、三島の持つ水や緑、そして文化を含めた潜在的な力に、市民の皆様との協働が融合した三島の総合力が市内全域に浸透し、美しく品格あるまちとして、市の内外を問わず評価され、現在、観光客やメディアへの露出の増加などに成果となって表れていると実感しております。これらの施策をさらに発展させ、三島の魅力をより深化させるために文化は重要な役割を担うものと考えており、このたび、10年後の将来像を「創造力あふれる人とまち・みしま」と掲げた「三島市文化振興基本計画」を策定いたしました。本計画では「文化の種をまこう」、「文化の庭をつくろう」、「文化の花をさかそう」を基本方針として、文化に出会うきっかけづくり、文化を育む環境づくり、文化を通じたまちの魅力づくりのための取り組みを進めることにより、市民の皆様による自発的、主体的な活動を支援するとともに創造性豊かな人材の育成を目指します。

市制施行75周年の記念すべき本年を契機とし、また2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けての好機も生かし、国内はもとより世界に向けて、文化都市三島の魅力を広めていきたいと考えております。そして、「生まれて良かった、育てて良かった、暮らして良かった」と市民誰もが三島を愛し、誇りを持ってくださるよう本計画の目標実現のため、今後も皆様と協働で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、精力的なご審議をいただきました「三島市文化振興審議会」委員の皆様をはじめ、市民意識調査や文化団体及び施設アンケート、パブリック・コメントなどを通じて貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた多くの皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

三島市長 **豊岡 武士**



目次

第1章	計画策定にあたって	
	1. 策定の趣旨	2
	2. 計画の位置づけ	2
	3. 計画期間	3
	4. 文化を取り巻く背景	3
	5. この計画における文化の捉え方	4
第2章	現状と課題	
	現状と課題	8
第3章	計画の基本的な考え方	
	1. 将来像	12
	2. 基本方針	13
	3. 施策の体系	14
	4. 数値目標	14
第4章	施策の展開	
	1. 文化の種をまこう	16
	(1) 子どもに出会いを贈る	
	(2) 暮らしの中にきっかけを届ける	
	2. 文化の庭をつくろう	18
	(1) 文化施設等をひらかれた場にする	
	(2) 文化活動の支援を強化する	
	3. 文化の花をさかそう	20
	(1) まちの活力を高める	
	(2) まちの魅力を広める	
第5章	推進体制	
	1. 計画の推進	24
	2. 推進主体の役割	25

第6章 重点プロジェクト

重点プロジェクト	28
重点プロジェクト1 みしまの文化応援プロジェクト	29
重点プロジェクト2 市民文化会館を「新しい広場」に！プロジェクト	30
重点プロジェクト3 まちの未来を創る人材育成プロジェクト	31

資料編

1. 市民意識調査結果	34
2. 三島市文化振興基本条例	45
3. 三島市文化振興審議会規則	49
4. 三島市文化振興基本計画策定委員会設置要綱	50
5. 三島市文化振興審議会委員名簿	52
6. 文化振興基本計画策定委員会及び作業部会委員名簿	53
7. 計画の策定経過	55

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

平成13年（2001年）12月に文化芸術の振興のための基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が施行されました。同法第4条には、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とうたわれています。また、平成24年（2012年）6月には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、これまで法的位置付けのなかったホールのあり方が明文化されました。

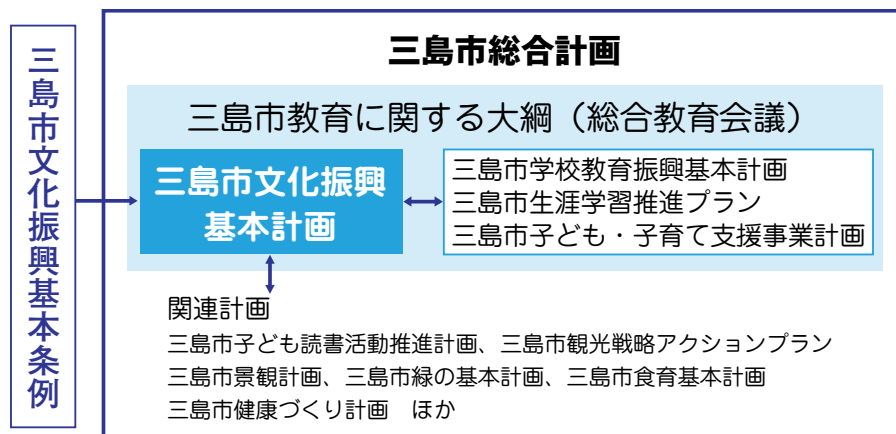
これらを踏まえ、本市では、平成26年（2014年）6月に、「三島市文化振興基本条例」を制定しました。同条例第9条に基づき、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、これからの本市の文化政策のあり方を示し、それを実現するため「三島市文化振興基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの最上位計画である三島市総合計画に掲げられた将来都市像を、文化の面から実現するための計画です。

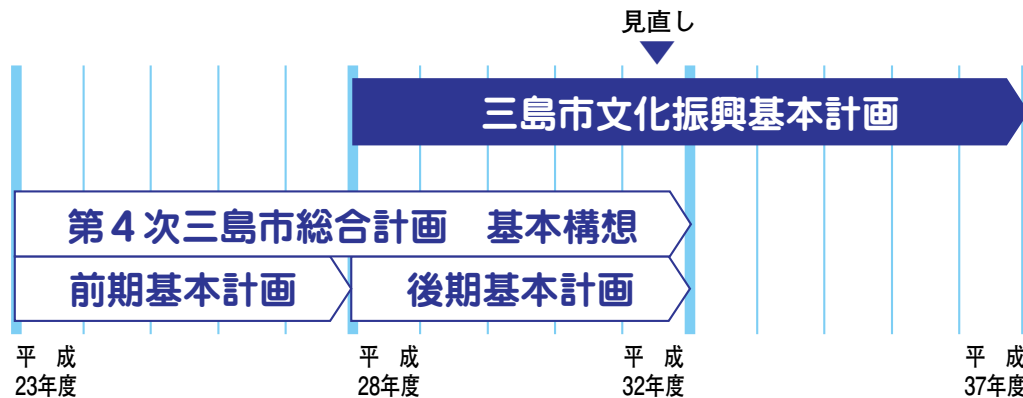
また、市の文化の振興を図る意思を明文化した三島市文化振興基本条例を拠り所として、条例に定められた基本理念を踏まえ、基本的施策を具体化するものです。

三島市教育に関する大綱など、市のその他の計画や文化芸術振興基本法、静岡県文化振興基本条例など、国・県の法令や計画等との整合性も配慮しています。



3. 計画期間

本計画は、市の文化の振興に関する基本方針や目標、文化振興施策等を示すものであり、中長期的な展望をもって取り組んでいく必要があることから、平成28年度（2016年度）～37年度（2025年度）の10年間を計画期間とします。計画期間の中間年次となる平成32年度（2020年度）に見直しを行うものとします。



4. 文化を取り巻く背景

①国・県の動向

国においては、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため「文化芸術振興基本法」が平成13年（2001年）に施行されました。平成24年（2012年）には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、翌年に「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が告示されました。平成26年（2014年）には、平成32年（2020年）までを「文化力の計画的強化期間」と位置づける「文化芸術立国中期プラン」が策定・公表され、現在は、平成27年（2015年）5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」により施策が展開されています。

静岡県においては、平成18年（2006年）に「静岡県文化振興基本条例」が施行され、現在は「第3期ふじのくに文化振興基本計画」に基づき施策が展開されています。

②情勢の変化

文化を取り巻く情勢においては、人口減少や少子高齢化・単身世帯の増加を背景として、地域コミュニティの衰退と文化の担い手不足が指摘されています。地方創生に関する取組が進められるなか、地域の伝統文化、まち並み、歴史等の資源を戦略的に活用していくことが求められています。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックが世界に向けて文化の魅力を発信する大きなチャンスであると捉え、開催効果を東京のみならず広く地方にも波及させるため、文化プログラムの開催の機会を活用していくことが望まれています。特に県東部地域においては、世界遺産に登録された富士山、韮山反射炉をはじめとする資源を文化の魅力発信に活用していくことが期待されています。

このほか、グローバル化が進展するなか、互いの価値観やアイデンティティを尊重しながら、文化を介した海外の人々との交流を推進することや、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及が進むなか、その利点や課題等を踏まえた対応が求められています。

③文化の力への期待

東日本大震災の被災地における文化活動を通じた支援、文化活動による障がい者や在日外国人等の社会参加の機会拡充、郷土の文化活動における子どもから高齢者までの世代間交流など、幅広い場面において文化活動が評価されており、「文化の力(※)」への期待が高まっています。

5. この計画における文化の捉え方

三島市文化振興基本条例第3条には、5つの基本理念がうたわれています。この理念を前提として、本計画を策定します。

(基本理念)

- 第3条 文化の振興に当たっては、文化活動を行うことが人々の権利であることに鑑み、市民等が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 2 文化の振興に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化の多様性が尊重されなければならない。
 - 3 文化の振興に当たっては、現在及び将来の世代にわたって市民等が文化を創造し、享受することができるとともに、文化により地域が魅力あるものとなることで、地域に対し市民等が誇りと愛着を持つことができるよう配慮されなければならない。

※文化の力：文化活動が人々に元気を与えて地域社会を活性化させ、魅力ある社会づくりを推進する力になること。

- 4 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化(以下「伝統文化」という。)が継承されるとともに、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の創造がなされるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、文化活動が活発に行われるよう、市民等、文化団体、学校、事業者及び市間の連携が図られなければならない。

本計画における文化とは、条例に示されているように、「人間の活動により生み出されるものであって、芸術、芸能、生活文化をはじめ、文化財、景観等を含む人間及び人間の生活に関わる総体」を意味しています。また、文化芸術振興基本法に例示されているものを基本とし、学術等も含めて広く捉えるものとします。

【文化芸術振興基本法第8条から14条】に基づく分類

芸 術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

伝 統 芸 能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸 能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

生 活 文 化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

国 民 娯 楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文 化 財 等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能)

第 2 章

現 状 と 課 題

第2章 現状と課題

現状と課題

市民意識調査、団体アンケート調査、施設アンケート調査などから、本市の文化を取り巻く現状と課題は次のとおりです。

①次代の文化の担い手となる子どもを育成する取組が必要である

本市では以前より、住民参加の水辺づくりなど、地域住民の協働によるまちづくりが進められています。人口減少が続く状況において、次代を担う若者に対し、地域への愛着や文化資源の価値を見出す文化振興の取組が必要となっています。

今後、市の文化振興に求められる取組として、「子ども、次世代への支援の充実」があげられていることから、教育機関等との連携を強化しながら、子ども、次世代に向け文化を通じた人材育成の取組が必要となっています。

②身近な場所で文化に触れる機会の充実を図る必要がある

本市では、市民の文化活動の発表及び鑑賞の場として、美術展、合唱祭、芸術祭、演劇祭、文芸三島の発行等が行われています。平成27年度(2015年度)には、美術展が第63回、合唱祭が第47回、芸術祭が第53回、演劇祭が第34回、文芸三島が第38号を数え、いずれも長期にわたって市民に親しまれています。

一方、各々の行事では、作品数、参加者数の減少や参加者の高齢化・固定化の傾向がみられ、課題となっています。また、東京圏で文化に触れることが比較的容易な環境にあるなか、市内には行きたいと思えるような魅力ある公演や展覧会が少ないといった指摘もあります。

これらのことから、市民ニーズを踏まえながら、身近な場所で文化に触れる機会の充実が必要となっています。

③市の文化振興の拠点となるような施設の位置づけが必要である

市内には、市民文化会館をはじめ、郷土資料館、図書館、生涯学習センターや公民館などの公共施設、佐野美術館や大岡信ことば館などの特色ある民間の文化施設等があります。また、ギャラリーも数多くあり、ホテルや銀行などの事業所内における展示スペースなども市民に親しまれています。

市民文化会館では、指定管理者制度を導入し、サービスの向上に努めており、利用件数は増加傾向にあります。しかし、施設の老朽化が進んでいるため建物の改修や設備の更新、特定天井の耐震化を計画的に実施していく必要があります。

一方、これらの文化施設等には、イベントや展示などを各施設が単独で行うだけでなく、幅広い連携による相乗効果が求められています。

これらのことから、施設で行われる事業のPR、文化振興の拠点となるような施設の位置づけと活用、施設間のネットワークの強化などが必要となっています。

④既存文化団体の活動の活性化や交流の促進を図る必要がある

市内で活動する多くの文化団体・サークルは、趣味や交流を広げる場として、市民の文化活動の基盤となっています。また、地域の歴史や文化を次世代に継承する場としての役割を担っています。アンケート調査によると、活動団体の分野は「音楽」が最も多く、次いで「美術」、「芸能」、「文芸」となっており、団体の半数以上が20年以上の活動年数、市内及び近隣の市町を主な活動地域として活動しています。

こうした市民の取組は、対外的にも高く評価され、平成25年度（2013年度）までに、静岡県文化奨励賞、文化の日知事表彰、公益財団法人静岡県文化財団の地域文化活動賞及び活動奨励賞などの受賞団体・者が数多く輩出されています。

一方で、会員の高齢化や減少による運営力の低下、活動の固定化などが課題となっています。

これらのことから、各々の団体の活性化に向けた活動を支援していくとともに、学生の係わりをはじめとする担い手の育成や団体間の交流を促進するほか、活動内容を広くPRしていく取組が必要となっています。

⑤誘客につながるような文化振興の取組が必要である

富士山、韮山反射炉の世界遺産登録や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定によって、国内外の交流機会の拡大が期待されていることから、文化プログラムの展開に関心が高まっています。今後も国や県の施策と協調しながら、豊富な文化資源と交通の利便性を活かし、誘客を意識した文化振興の取組が必要となっています。

また、地方創生に向けた取組が進められるなか、人口減少の急激な進行の抑制等を図るため、文化の力を活かし、多様な主体の協働・連携による施策の展開が必要となっています。

⑥歴史性のある文化資源を活かした文化振興を進める必要がある

本市は、東海道、甲州道、下田街道が交差する歴史的に重要な地域であるとともに、富士山のふもとに位置する雄大な景観や湧水のせせらぎを背景として、歴史や自然などが豊かな文化を育んできました。

三嶋大社、山中城跡、シャギリや農兵節などの地域の伝統文化や伝統芸能などは、本市を代表する文化資源であり、国・県等の指定文化財も数多くあります。

アンケート調査によると、市民が市内の景観の美しさに関心を持ち、地域の資源として誇りに感じていることから、歴史や自然、景観などの地域特性を活かした文化振興の取組を進める必要があります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章

計画の基本的な考え方

市の文化政策の基本的な考え方として、目指すべき将来像を掲げ、これを実現するための柱として3つの基本方針を定めます。これらに基づき展開する6つの目標、12の施策を示します。

1. 将来像

創造力あふれる人とまち・みしま

○三島は、霊峰富士からの豊富な湧水に恵まれ、古くから伊豆における政治経済の中心、交通の要衝として、また、三嶋大社の門前町として栄え、文化を育んできました。現在も、新幹線等により首都圏からの交通の利便性が高く、緑やせせらぎが美しい住みやすいまちです。

○文化は、人々の心を養い、人生に喜びや力、生活に潤いや豊かさを与えてくれます。また、人と人を結び付けることができるとともに、身近で多様性のあるものです。

○豊かな文化の土壌があるこのまちにおいて、伝統的な文化を守り継いでいくとともに、新たな文化の創造に積極的に取り組むことによって、個性的な魅力あるまちづくり、誇りや愛着の持てるまちづくりへと発展する大きな可能性があります。

○私たち市民は、文化の種をまき、庭をつくり、花をさかすことによって、品格と活力を兼ねそなえた「創造力あふれる人とまち・みしま」の実現を目指します。

2. 基本方針

1 文化の 種を まこう

生活に身近な場面で文化に出会うと、それを「きっかけ」として五感が刺激され、感性が豊かになり、創造性や表現力が高まるなど、私たちの生活に楽しみと彩りが加わります。

そのため、子どもや日常生活で文化に親しむことが少なかった人々も、気軽に自然と文化に出会うことができる機会の創造（出会いの種まき）に取り組みます。

2 文化の 庭を つくろう

文化との出会いが継続的な文化活動に発展していくと、生きがいや仲間との絆が育まれ、人生や生活がより豊かなものとなります。

そのため、文化の創造・交流の場として文化施設等の環境を整えるほか、より多角的に文化活動を支援する仕組みをつくることにより、文化を育む環境の創造（育成の庭づくり）に取り組みます。

3 文化の 花を さかそう

育まれた文化には大きな期待があります。個々の文化活動が新たな場所で、新たな人やグループとつながることで、新たな文化や多様な広がり生まれ、まち全体に活気をもたらします。

そのため、他分野との連携や広域での交流のほか、地域の文化資源や歴史・風土を活かしたまちの魅力の創造（文化の開花と広がり）に取り組みます。



3. 施策の体系



4. 数値目標

	現状 平成 25 年	目標 平成 37 年	※平成 25 年(2013 年)に実施された市民意識調査結果及び平成 21 年(2009 年)に実施された世論調査を参考に、重要と思われる項目について数値目標を定めます。
1 子どもの文化芸術体験が重要と考える人の割合	—	▶ 93.0%	
2 日常生活の中で文化が重要と考える人の割合	87.6%	▶ 90.0%	
3 三島の文化的環境に満足している人の割合	36.7%	▶ 55.0%	

第4章

施策の展開

1. 文化の種をまこう

(1) 子どもに出会いを贈る

次代を担う子どもが、幼い頃から芸術をはじめとする質の高い様々な文化に親しみ、感性を磨き、創造性や想像力、コミュニケーション能力を育むことができるような機会を充実します。

学校や文化施設等をはじめ様々な担い手と連携・協働を進め、すべての子どもが文化に親しめる機会の創出、環境づくりに取り組みます。

① デビュープログラムの充実

- 乳・幼児期の子どもの豊かな情操や好奇心を育むため、また、文化との出会いをより豊かなものとするため、安心して気軽に参加できたり、親子で楽しめたりする機会を充実します。
- ブックスタート・セカンドブック事業や読み聞かせ会、すすく広場等の児童センター事業に加え、市民文化会館等で親子向けのコンサートやミュージカルの公演等を開催します。

② 鑑賞・創作、体験・学習の充実

- 義務教育期にすべての子ども達が上質な芸術に触れたり、郷土の特色や伝統文化について学んだりすることができるよう、学校や地域、文化施設や社会教育施設の連携を強化して、鑑賞、創作、体験、学習の機会を充実します。
- 学校や文化施設との連携を強化し、小学校巡回音楽会の実施等による芸術鑑賞のほか、芸術家やクリエイターを招聘して行うワークショップを開催し質の高い創作活動を体験する機会の充実を図ります。
- 郷土資料館や佐野美術館において、展覧会や施設の見学のほか、郷土教室（郷土資料館）、さのびこどもクラブ（佐野美術館）等の子どもの郷土学習や鑑賞・創作体験につながるプログラムを充実します。

(2) 暮らしの中にきっかけを届ける

生活に楽しみと彩りを感じられるよう、だれでも身近な場所で文化に出会うことができる機会や、これまで文化に親しむ機会の少なかつた方も文化を気軽に楽しめる機会の充実を図ります。

また、文化に出会う機会を多くの方に知っていただくため、情報を収集し、効果的に提供します。

①気軽に楽しめる機会の充実

- 市民文化会館、郷土資料館、さらに民間の佐野美術館などの施設において、大人向け入門講座やガイドツアー、アーティストトーク、体験プログラム等の機会を充実します。
- プログラムの開催時間帯や内容、費用などを考慮し、低料金で短時間であるなど、身近で気軽に楽しめるイベントを開催します。
- まちづくりや福祉など他分野のイベントや民間が行うイベントとの連携・協力を図り、日頃文化に関心の低い人も自然と気軽に文化に触れやすく、楽しむことのできる機会の拡充に努めます。

②情報の収集と提供の充実

- 文化に関するイベント・講座、人材、施設等の多彩な情報を収集し、マスメディアのほか、ソーシャルメディアを積極的に活用し、市内外への効果的な情報発信に取り組みます。
- 人の目に触れやすく、わかりやすい情報発信のため、情報の編集、効果的に見せるデザイン力の強化を図ります。
- 市のロゴ、使用規定色、マスコット、キャラクター、イラスト等について、市のホームページや印刷物、名刺などをはじめ、視覚的に統一されたイメージを積み重ねていくことを検討します。

2. 文化の庭をつくろう

(1) 文化施設等をひらかれた場にする

市内の文化施設等において、施設利用者が利用しやすいだけでなく、さまざまな市民のニーズに応えられる環境の整備を進めます。

また、すべての市民にとって文化活動の拠点となり、さらには地域の交流・賑わいの拠点、すなわち「新しい広場」となるよう、文化施設等に係る専門家やサポーターなどの人材の育成等を図りながら、既存の施設の活用を進めます。

①人が集う機能の創出

- 市民文化会館や郷土資料館等が、人々が集い、交流し、地域に賑わいと活力をもたらす拠点となるよう施設の活用を推進します。
- 市民文化会館の適切な維持管理や計画的な改修を進めるとともに、施設内のフリースペースなどを活用して、人が集まり、交流することができる誰もが利用しやすい拠点として再整備します。
- 外部の有識者を交えた検討の機会を設けるなど、コミュニティ拠点としての活用をはじめ、よりよい施設のあり方を検討します。

②多様な人材の登用・育成の推進

- 文化施設等に専門的な人材を登用したり、職員研修を充実したりすることによって人材を充実させ、ソフト事業の充実を図ります。
- 市民が文化の知識や経験を活かし、文化活動をコーディネートする人材として活躍できるよう、講座などを充実します。
- 意欲のある市民がサポーターとして、文化施設等や文化活動を支援することができる制度を導入します。
- 市民参加公演の企画や制作、開催等に関する技能を有する人材の育成やその技能の向上を支援します。

(2) 文化活動の支援を強化する

市民や文化団体等が自主的、主体的に行う文化活動のさらなる活性化を図るため、活動の内容や成果をPRするなど継続的な活動を支援するとともに、芸術家や文化団体等のネットワークを構築する取組を推進します。

また、斬新でユニークな取組などに対して支援する制度の導入を検討します。

①文化活動への参加の促進

- 市民の日頃の創作活動や成果の発表の場及び鑑賞の機会を提供するため開催している三島市美術展、市民合唱祭や芸術祭等について、高校や大学と連携して若い世代の参加を促します。
- コンクールやコンテスト等での活躍や、特色ある活動を展開している文化部活動など、文化の分野で特筆すべき成果を挙げている子ども達を奨励します。芸術家や文化団体等の交流の機会を設けるなど、新たな文化への取組を促進します。

②支援体制の強化

- 市民が自ら企画制作する公演や展覧会などを支援するため、事業提案に基づく補助金の交付など、意欲やアイデアに富んだ取組に対する支援制度の導入を研究します。
- 芸術家等の文化振興に係る人材の登録制度を構築します。
- 芸術家や文化団体等が文化活動を行うために必要な資金の獲得に関する情報提供を行います。

3. 文化の花をさかそう

(1) まちの活力を高める

文化の持つ人と人、人と地域を結び付けていく力を、社会の幅広い分野で活かした、創造性のある魅力的なまちづくりを推進するため、様々な機関等との連携を進めます。

また、連携を強化することにより、文化を通じた広域的な交流を促進します。

①連携の促進

- 市で現在取り組んでいるガーデンシティによる美しく品格のあるまちづくりやスマートウエルネスによる生きがいづくりと連携することにより文化振興への取組をより強力なものとしていきます。
- 三島市スポーツ・文化コミッションにより、文化イベントや合宿の誘致等に取り組めます。
- 商店街や地域コミュニティの活性化、福祉や医療の現場におけるケアの充実等を図るため、伝統芸能や芸術などの文化の持つ力を多方面に広げていく取組の拡充を図ります。
- 映画、ファッション、コンピューターサービス、広告など、創造産業の活性化を図ります。
- 地元の大学をはじめとした高等教育・研究機関（※）との連携、国や県・周辺市町等との広域的連携を推進し、より多彩で質の高い文化活動が展開されるネットワークの構築を図ります。

②広域交流の促進

- 市民が国内外の多様な文化に触れる機会を充実するため、姉妹都市や友好都市との交流、国際交流イベントなど文化を通じた交流を促進します。
- 英語、中国語等の多言語表記を推進します。

※高等教育・研究機関とは…大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、研究機関等。

(2) まちの魅力を広める

これまで守り継がれてきた隠れたまちの魅力を掘り起し、それらを広めることによって、新たな文化資源として活用していきます。

また、歴史・文化資源としての価値を再認識することで、地域に対する愛着を育み、次世代に継承していく取組を推進します。

①文化資源の把握と活用

- 昔話、逸話、伝統食をはじめ地域に伝わる様々な文化資源について、調査・記録をします。
- これまであまり人の目に触れていない、少数の人の中で守り継がれてきた文化資源について、多くの人に知ってもらい、観光や産業振興等につながるように、情報を整理します。
- 文化資源のデータベースを構築しインターネット等を通じて公開するなど、文化資源を活用しやすい仕組みを検討・実施します。

②歴史や水と緑豊かな風土を活かした取組の推進

- 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画（※）を策定し、三島の歴史や風土・景観の素晴らしさを市内外に伝え、保全・活用していくための意識啓発に取り組みます。
- シャギリや農兵節などの伝統芸能や文化財がもつ歴史的・文化的価値を市民にわかりやすく伝えるとともに、継承者の育成などを行っている団体への支援を継続して行います。

※歴史的風致維持向上計画とは…平成20年（2008年）に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成し、国が認定する計画。

第 **5** 章

推 進 体 制

第5章 推進体制

1. 計画の推進

本計画は、三島市文化振興基本条例の規定に基づき、市民・文化団体をはじめ、様々な文化の担い手が役割を分担し、連携・協働しながら「創造力あふれる人とまち・みしま」の実現に向けた取組を進めていきます。

推進体制図



2. 推進主体の役割

本計画の推進に当たって、多様な主体が文化の担い手として次のような役割を認識し、他の主体と連携・協働を図ることが重要です。

(1) 市民の役割

- 文化を鑑賞・体験したり、創造・発表したりするなど、ひとりひとりが文化活動の担い手となり、文化によるまちづくりを推進していきます。
- 地域の祭りなどに参加し、地域コミュニティを維持・活性化するとともに、地域で受け継がれてきた有形・無形の伝統的な文化を継承します。また、文化活動を通じて地域のきずなを深めていきます。
- 三島の文化に係る情報や人をつなぐ（仮称）三島文化ネットワークに積極的に参加し、文化活動を活性化します。

(2) 芸術家・クリエイターの役割

- 文化を創造し、継承し、発信することで、文化活動の中核を担い、文化によるまちづくりに主体的に係ります。
- 国内外の芸術家・クリエイターや文化団体と交流・連携し、地域の文化活動を牽引します。
- 福祉・医療をはじめ社会の幅広い分野と連携し、創造性のある魅力的な取組を展開します。

(3) 文化団体の役割

- 文化活動の受け皿として、活動の継続・発展、積極的な発表、人材の育成、組織体制の強化などに取り組みます。
- 他の団体等との交流により、刺激し合い、文化活動を充実し、参加者や支援者を増やします。

(4) 企業の役割

○地域で行われる文化活動に対し、様々な形での参加・支援を推進します。

(5) 学校等の役割

○地域の伝統文化に触れる機会や、優れた芸術を鑑賞したり、芸術家と触れ合ったりする機会の創出など、子ども達が文化に親しむ環境づくりに取り組みます。

○大学をはじめ高等教育・研究機関においては、自らが主体となって講座やセミナーを開催するほか、学生等に地域の文化活動への参加を促すとともに、文化活動を企画・運営できる人材の育成を目指します。

(6) 文化施設等の役割

○文化団体等が活動や発表する場として、また、市民が集い文化に関する情報交換をしたり交流をしたりする場として、環境整備をします。

○市民が上質で多彩な文化に触れられるよう様々な文化事業を企画制作し、鑑賞や体験する機会を充実します。

○芸術家等が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

(7) 市の役割

○企業等の民間の活力を生かしながら、市民の文化活動が活発化するよう支援体制や環境を整えます。

○国・県・他市町及び庁内関係部署との連携・調整を図り、文化振興施策の展開を総合的に進め、評価を行い、進捗管理に取り組みます。

○文化振興施策を総合的かつ効果的、迅速に進めていくため、庁内の体制を整えます。

○積極的に国・県の補助金等を申請するなど、財源確保に努めます。

第 6 章

重点プロジェクト

第6章 重点プロジェクト

重点プロジェクト

第4章 施策の展開に基づき、より迅速に波及力のある事業を展開するため、計画期間の前期5ヵ年で取組む3つの「重点プロジェクト」を示します。

■施策の体系と重点プロジェクトの対応

目標	施策	重点プロジェクト		
		み	市	ま
1-(1) 子どもに 出会いを贈る	①デビュープログラムの充実		◆	
	②鑑賞・創作、体験・学習の 充実		◆	◆
1-(2) 暮らしの中に きっかけを届ける	①気軽に楽しめる機会の充実	◆	◆	
	②情報の収集と提供の充実	◆	◆	
2-(1) 文化施設等を ひらかれた場にする	①人が集う機能の創出		◆	
	②多様な人材の登用・育成の 推進		◆	
2-(2) 文化活動の支援を 強化する	①文化活動への参加の促進	◆	◆	◆
	②支援体制の強化	◆	◆	◆
3-(1) まちの活力を高める	①連携の促進	◆	◆	◆
	②広域交流の促進	◆		
3-(2) まちの魅力を広める	①文化資源の把握と活用	◆		
	②歴史や水と緑豊かな風土を 活かした取組の推進	◆		

みしまの文化応援プロジェクト



(1) 目的

市民が自主的、主体的、自発的に行なう文化活動や文化交流が盛んとなるよう啓発・支援する仕組みを構築します。

(2) 概要

- 文化資源、文化イベント等の情報発信に資する活動を支援します。
- 芸術家等の活動や市民の自主的な文化活動を支援するため、活動機会の創出や新たな制度やネットワークの構築をします。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック等を契機として、国内外との交流を促進する機運の醸成を後押しします。

(3) 取組

- 文化情報を発信する市民ライターやカメラマンの養成セミナーを開催し、自主的なWEBやフリーペーパー等での情報発信を支援します。
- 文化に関わる様々な情報をいつでもどこでもだれでも必要に応じて得ることができる仕組み（(仮称)三島文化ネットワーク）の構築を目指します。
- 市内や伊豆地域ゆかりの芸術家やクリエイターの人材バンクを構築するとともに、公共施設等のフリースペースを活用して発表の機会を提供します。
- 市民の自主企画制作の事業提案制度を構築し、事業費の助成や会場提供等の支援を行ないます。
- 芸術家やクリエイターと文化に関心の高い市民等の交流会等を開催します。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて国外からの来訪者の増加が予想されることから、英語をはじめとした外国語による看板や案内表示の設置、三島の文化を多言語で紹介する小冊子を作成します。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
文化情報発信	セミナー開催、情報発信支援				
支援の仕組み	支援制度の検討・試行		自主的な交流活動の活発化		

(4) 活動指標・成果指標

市民ライター等養成セミナーの受講者数、情報発信件数
 人材バンクの登録芸術家・クリエイターの人数、新たな文化活動の件数 など

市 民文化会館を「新しい広場」に！ プロジェクト

(1) 目的

市民文化会館の機能向上を図り、誰もが気軽に憩うとともに、バラエティ豊かな活動を促す「新しい広場」としてリニューアルオープンします。



(2) 概要

- 大・小ホールの舞台音響設備及び照明設備の改修や特定天井（吊天井）の耐震化工事、会議室等の機能回復修繕を計画的・効率的に行います。
- 屋外広場や市民ロビー等のリニューアルを行い、文化の創造・交流拠点として整備するとともに、自主文化事業を充実します。

(3) 取組

- 施設利用者だけでなく、市民が気軽に立ち寄ることができる施設環境・運営を研究し、リニューアル概要を検討するワークショップを開催します。
- 設置条例の見直しや指定管理業務の仕様、専門的な人材の登用等について検討します。
- 市民文化会館で行われる文化イベントの運営や情報の発信等を支援する市民サポーターを養成します。
- 文化団体や事業者等のホール利用者を対象とした舞台演出等に関する説明会や相談会を開催します。
- 三島市及び伊豆地域ゆかりの歴史や文化資源を素材とした自主企画制作の公演等の開催を支援します。
- 市民文化会館近隣の商店街や施設等と連携した来場者サービス・特典キャンペーンの展開を検討します。
- 文化施設等との連携を図り、イベントを共同開催したり、関連イベントを同時期に開催したりするなど、相乗効果の期待できる施設運営を推進します。

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
リニューアル	調査・検討・準備	→	改修工事等	→	リニューアルオープン
サポーター養成		セミナー、試行	→	活動	→

(4) 活動指標・成果指標

リニューアルワークショップの参加者数、サポーターの活動件数 など

※郷土資料館・図書館、さらに民間の佐野美術館等もこれに準じた事業展開を目指します。

ま ちの未来を創る人材育成プロジェクト

(1) 目的

学校や地域等と連携して、子ども達の創造性や想像力、コミュニケーション能力を育むクリエイティブ教育を行い、将来、地域をはじめ国内外で活躍する人材を育成します。



(2) 概要

- 芸術家やクリエイターと市民が協働して、義務教育期の子ども達を対象としたクリエイティブ教育を実施します。
- クリエイティブ教育の展開を通して、芸術家やクリエイターと協働する教師や市民の創造性を刺激し結びつきを強めることで、市民同士のネットワーク形成や関係機関等の連携を促進し、新たな市民の文化活動を誘引します。
- 芸術家やクリエイターとの協働事業は教育現場のほか、福祉施設等への展開を目指します。

(3) 取組

- 国内外で活躍する芸術家やクリエイターと教師や地域住民が協働して、従来の音楽や美術といった芸術教育（Arts Education）とは異なる枠組みで、芸術を活用したユニークな授業（Arts in Education、以下「AIE」という。）を実施します。
- 子ども達が AIE の中で創作した作品を広く発表する機会を創出します。
- 第一線で活躍する芸術家やクリエイターとパートナーシップを結び、クリエイティブ教育に関する提言をうけるなど、プロジェクトの充実を図ります。
- 大学や研究機関等と連携して、AIE の効果等に関する共同研究やクリエイティブ教育に関するセミナー等を実施します。

（試行）平成 27 年度 沢地小学校にてクリエイティブワークショップを実施

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
AIE 開催	小学校で開催（5 年間で 13 校）				
共同研究		事例研究等	共同研究の取組		

(4) 活動指標・成果指標

AIE を実施した学校数、義務教育期に AIE を受けた子どもの割合 など

芸術を活用したユニークな授業 (Arts in Education / AIE)

音楽や図工、美術といった芸術教育（Arts Education）を行う授業の枠組みにとらわれず、学校教育における芸術の可能性をより広く捉えようとするのが芸術を活用したユニークな授業（Arts in Education / AIE）の考え方です。

子どもの創造力や想像力、コミュニケーション力を育むことを目的として、芸術家やクリエイターが学校現場に出向き、学校と文化施設や芸術団体、芸術家などとパートナーシップを組んで、子ども達が答えのない課題に主体的に試行錯誤しながら取り組むプログラムを展開します。

試行として、平成27年度に三島市立沢地小学校において、経済産業省認定スーパークリエイター「うるまでるび」のプロデュースのもと、全校児童が縦割りのグループに分かれ、らくがきからキャラクターやストーリーを考え、効果音なども入れたアニメーションを制作し、最後には保護者や地域住民を招いて上映会を行いました。これは学校の教職員をはじめ、学校地域支援本部やおやじの会、地元の大学や企業、クリエイターなど、多くの方々が協働して実施しました。

このような取組が広がっていくことによって、子どもだけでなく大人の創造性も刺激され、地域はもとより国内外で活躍する人材の育成につながると考えられます。

資 料 編

資料編

1. 市民意識調査結果

(1) 調査の目的

三島市の文化芸術についてのイメージ、文化芸術の鑑賞活動、文化芸術施策、施設への意向等を把握し、文化芸術振興に関する市民の意見を幅広く聞くため、「文化芸術に関する市民意識調査」を実施した。

(2) 調査の概要

対象：20歳以上の三島市民1,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送による調査票の配付・回収

調査期間：平成25年7月20日～8月2日

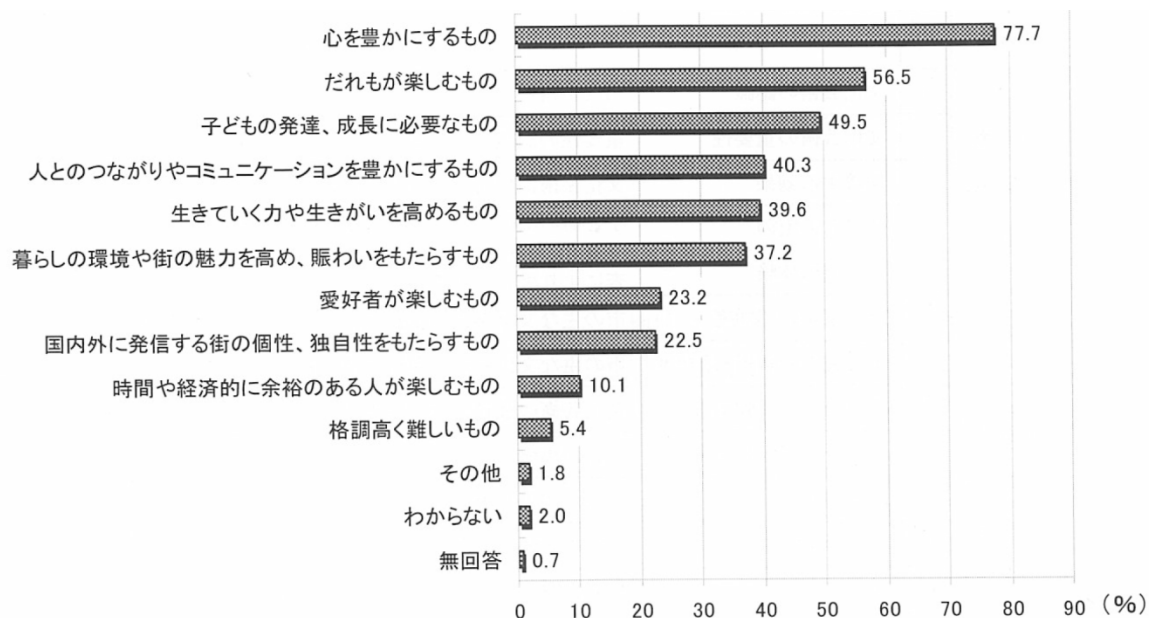
回収状況：有効回答数444件（有効回収44.4%）

※国が実施した全国調査「文化に関する世論調査(平成21年11月5日～11月15日実施)」と回答結果を比較・分析する。

(3) 調査結果の概要

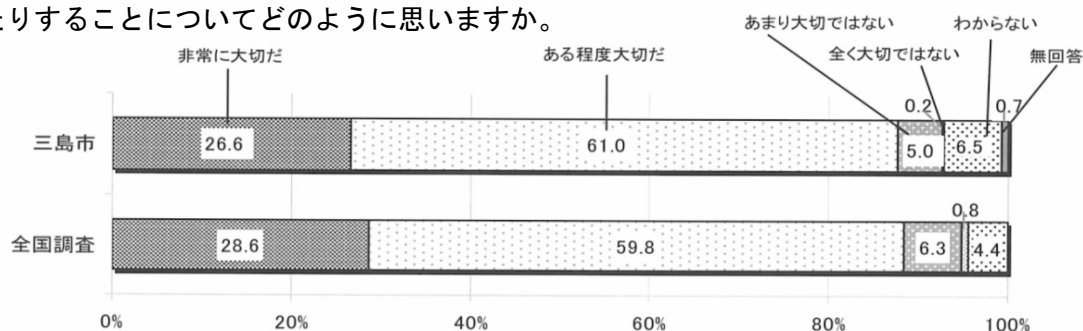
I 文化芸術に関する意識について

問1 あなたは「文化芸術」とはどのようなものとお考えですか。



【全体傾向】 「心を豊かにするもの」(77.7%) が最も多く、次いで「だれもが楽しむもの」(56.5%)、「子どもの発達、成長に必要なもの」(49.5%) となっている。「格調高く難しいもの」(5.4%)、「時間や経済的に余裕のある人が楽しむもの」(10.1%) という考えは少なく、文化芸術が特定の人たちだけのものではなく、市民にとって身近なものと認識されていることがうかがえる。

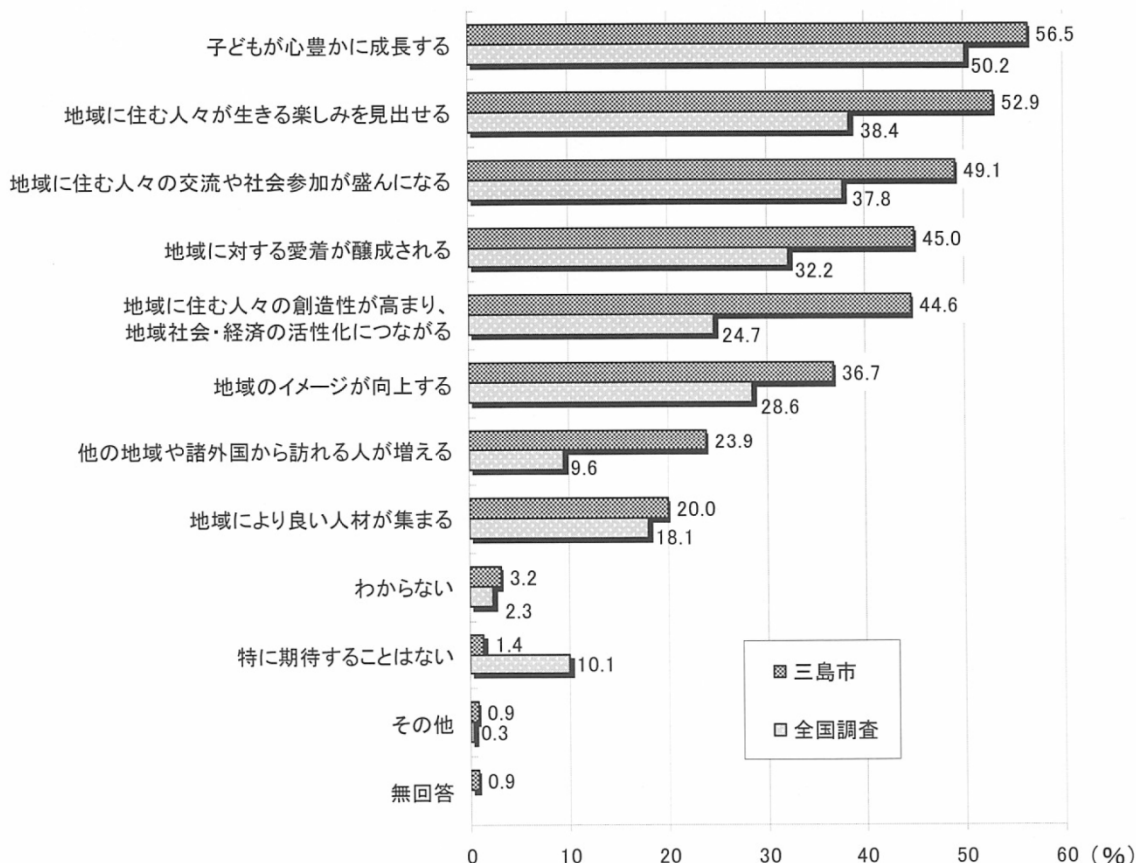
問2 あなたは、日常生活の中で、優れた文化芸術体験をしたり、自ら文化芸術活動を行ったりすることについてどのように思いますか。



【全体傾向】 「非常に大切だ」と「ある程度大切だ」を合わせると全体の87.6%を占め、日常生活において「芸術」がひつようであるという考えがうかがえる。

【国の調査との比較】 国の世論調査と比較しても、ほぼ同様の数値である。

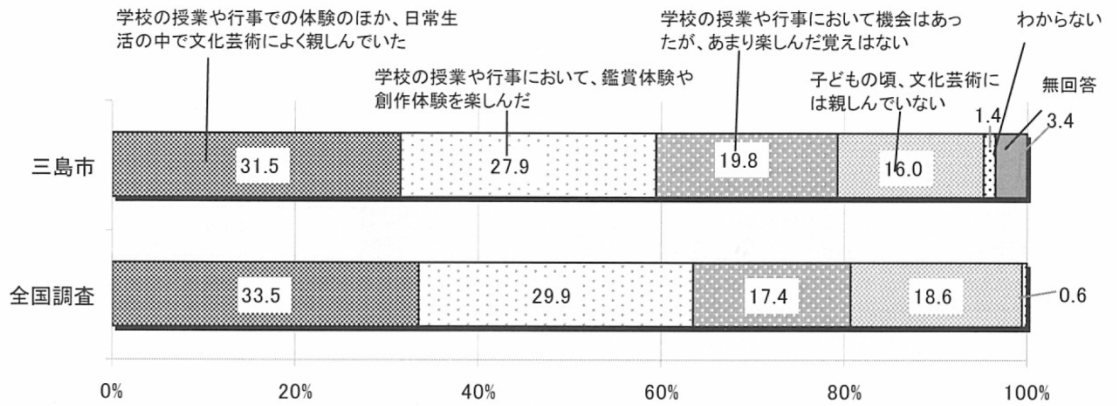
問3 地域の文化的環境、例えば、鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的街並みの保存・整備などが充実することにより、あなたが期待する効果は何ですか。



【全体傾向】 「子どもが心豊かに成長する」(56.5%)、「地域に住む人々が生きる楽しみを見出せる」(52.9%)、「地域に住む人々の交流や社会参加が盛んになる」(49.1%)など、次世代や地域社会への貢献が高いと考える傾向にある。「地域により良い人材が集まる」(20.0%)、「他の地域や諸外国から訪れる人が増える」(23.9%)など、市外からの来訪に関しては期待値が低い。

【国の調査との比較】 国の世論調査と比較すると、「地域に住む人々の創造性が高まり、地域社会・経済の活性化につながる」が19.9ポイント、「地域に住む人々が生きる楽しみを見出せる」が14.5ポイント、「地域に対する愛着が醸成される」が12.8ポイントの開きがあるなど、文化芸術の地域への貢献の期待値は高い。

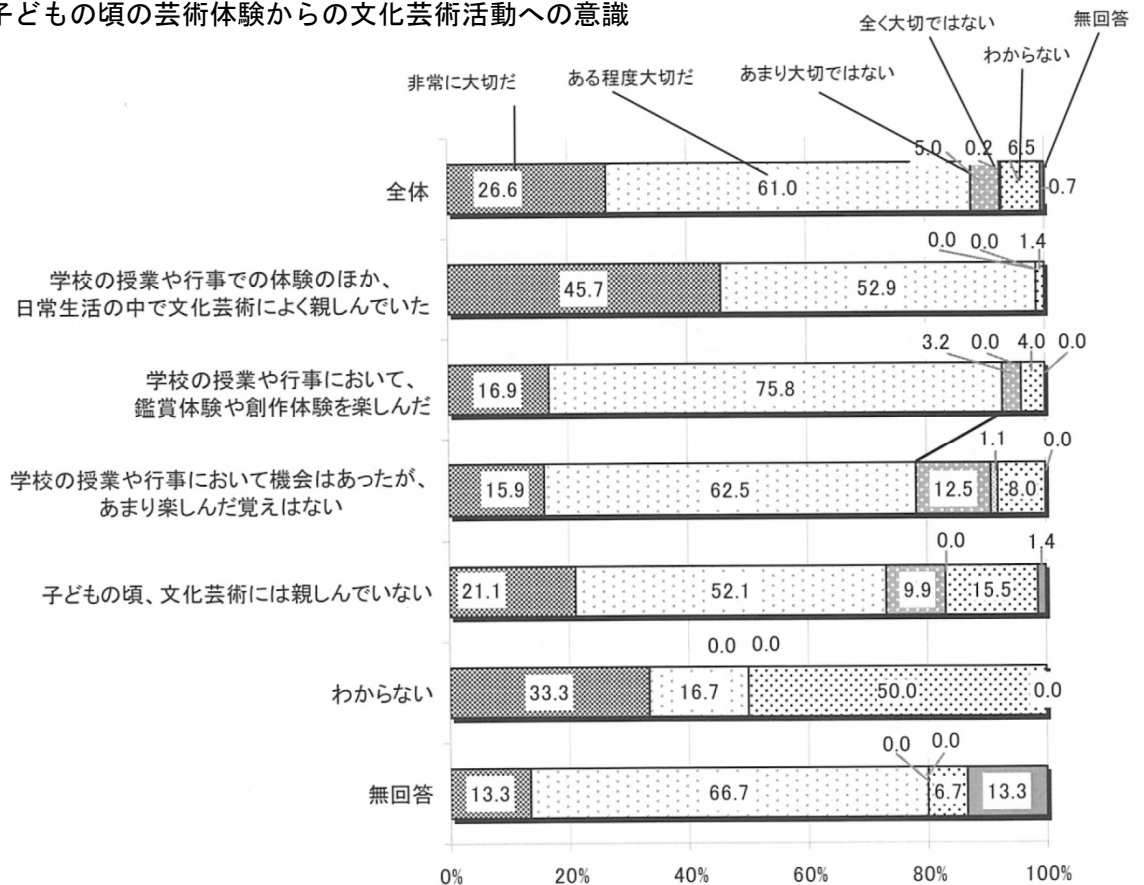
問4 あなたは、子供の頃、どの程度文化芸術体験に親しんでいましたか。



【全体傾向】 「学校の授業や行事での体験のほか、美術館など地域の文化施設に行ったり、地域の祭りに参加したりするなどして、日常生活の中で文化芸術によく親しんでいた」と「学校の授業や行事において、鑑賞体験や創作体験を楽しんだ」を合わせると59.4%となり、子どもの頃、芸術に親しんでいた人の割合がやや高い。

【問2と問4のクロス集計】

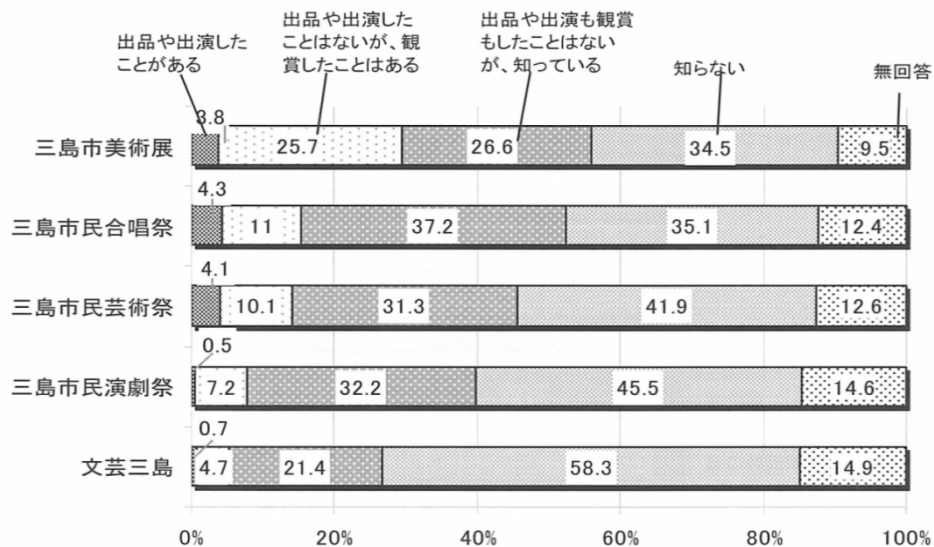
◆子どもの頃の芸術体験からの文化芸術活動への意識



【全体傾向】 問2の文化芸術の重要性の度合い別に見ると、子どもの頃、日常生活の中で文化芸術によく親しんでいた人の、「非常に大切だ」と「ある程度大切だ」の合計が98.6%と圧倒的に重視する傾向が強い。また、学校の授業や行事における体験において楽しんだか否かにより、「非常に大切だ」と「ある程度大切だ」の合計に14.3ポイントの大きな開きが出ている。

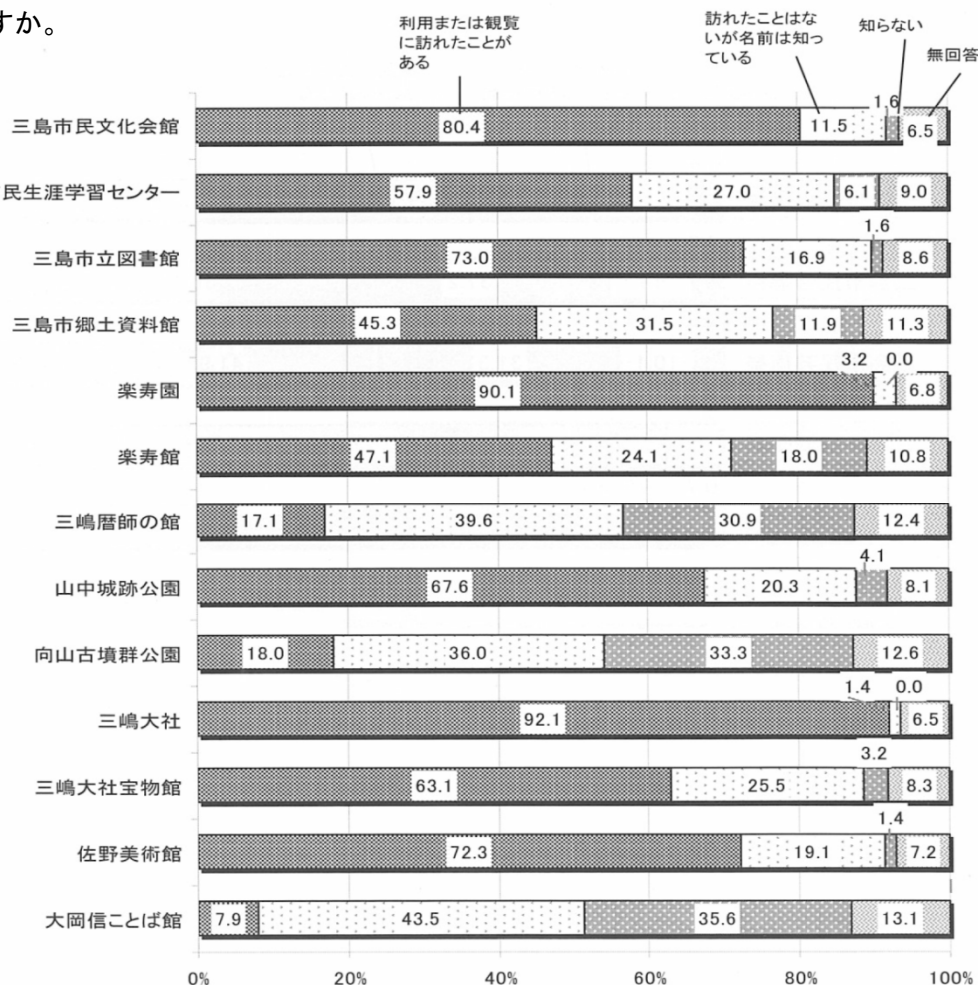
Ⅱ 文化芸術の鑑賞及び創作活動等について

問5 次にあげる市の文化事業で、あなたが知っているもの、参加したことがあるものは何ですか。



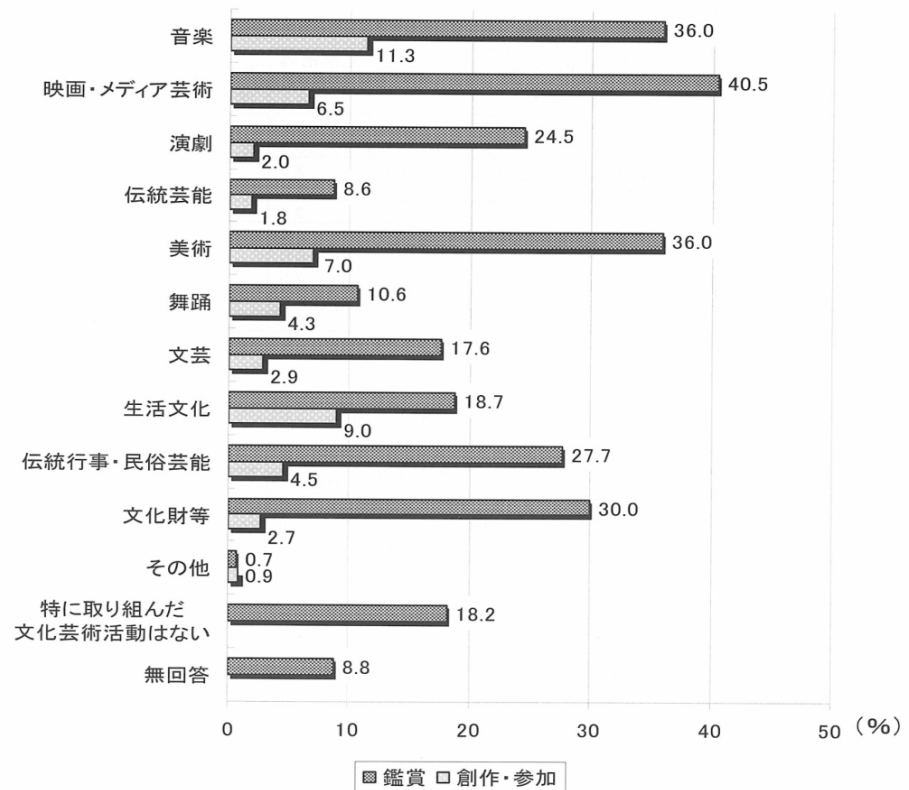
【全体傾向】 「出品や出演したことがある」「鑑賞したことはある」「知っている」のいずれかを選んだ回答者は、三島市美術展が51.6%、三島市民合唱祭が52.5%で半数以上の人たちに認知されているが、文芸三島は26.8%と認知度が低い。

問6 次にあげる市内の文化施設等で、あなたが知っているもの、利用したことがあるものは何ですか。



【全体傾向】 「利用または観覧に訪れたことがある」を選んだ回答者は、「三嶋大社」(92.1%)、「三島市民文化会館」(80.4%)、「三島市立図書館」(70.3%)、「佐野美術館」(72.3%)で非常に多く、知名度も高い。また、「向山古墳群公園」については開園したばかりにも関わらず、54.0%と半数以上の人たちに認知されている。

問7 あなたがこの1年間に、鑑賞あるいは創作・参加した文化芸術の分野は何ですか？



【全体傾向】 鑑賞/「映画・メディア芸術(アニメ、コンピュータグラフィックなど)」(40.5%)、「音楽(クラシック音楽、ポピュラー音楽、長唄や箏曲などの伝統音楽、外国の民族音楽など)」(36.0%)、「美術(絵画、彫刻、写真、工芸、書道など)」(36.0%)と、より身近な分野の鑑賞が多い傾向にある。
 創作・参加/「音楽」(11.3%)に次いで、「生活文化(お茶、生け花、手芸、盆栽、囲碁、将棋など)」(9.0%)への回答が多い。

問8 あなたが問7で答えた文化芸術の活動をした場所はどこですか。

【鑑賞】 (％)

	N/320	自宅	三島市内	三島市外の 県内	東京都内	その他	無回答
音楽	N=160	20.9	15.9	11.3	16.6	5.6	50.0
映画・メディア芸術	N=180	22.2	20.6	22.5	4.4	3.1	43.8
演劇	N=109	7.2	8.8	10.6	9.7	3.1	65.9
伝統芸能	N=38	4.4	0.9	2.8	3.4	1.6	88.1
美術	N=161	4.7	28.8	15.3	14.7	8.1	49.7
舞踊	N=48	1.9	6.9	3.8	1.3	2.5	85.0
文芸	N=79	20.3	3.8	1.9	0.9	0.9	75.3
生活文化	N=83	11.3	13.4	5.0	0.3	1.6	74.1
伝統行事・民俗芸能	N=123	1.6	31.3	7.5	0.3	5.3	61.6
文化財等	N=130	2.2	14.1	18.4	6.9	16.9	59.4
その他	N=2	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	99.4

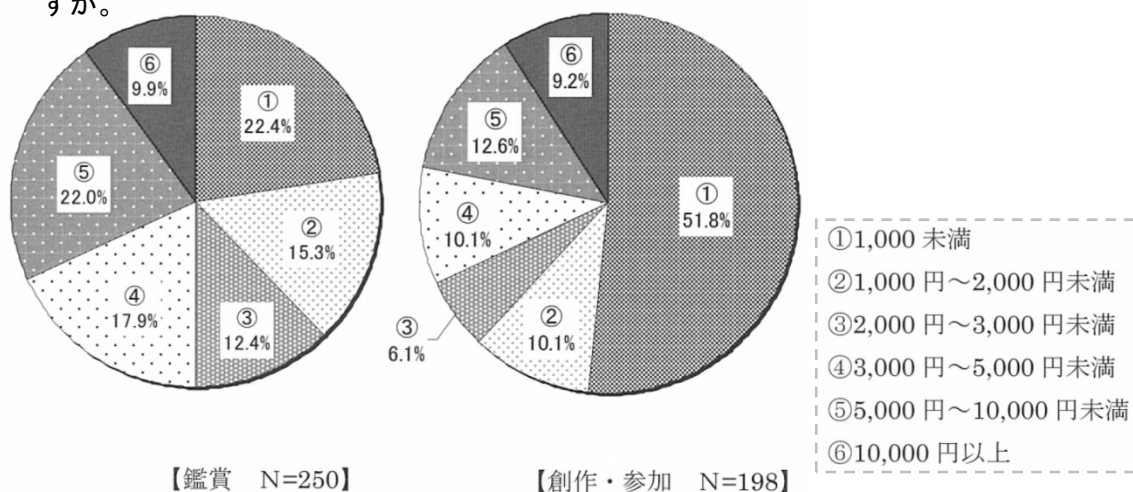
【創作・参加】 (％)

	N/129	自宅	三島市内	三島市外の 県内	東京都内	その他	無回答
音楽	N=52	12.4	14.7	9.3	10.9	3.1	59.7
映画・メディア芸術	N=28	4.7	10.1	7.0	0.8	1.6	78.3
演劇	N=11	1.6	3.1	0.0	3.1	1.6	91.5
伝統芸能	N=9	1.6	0.0	1.6	1.6	2.3	93.0
美術	N=31	11.6	10.1	5.4	3.1	3.9	76.0
舞踊	N=19	0.8	7.0	7.0	2.3	2.3	85.3
文芸	N=13	3.1	2.3	3.9	1.6	1.6	89.9
生活文化	N=41	16.3	8.5	4.7	2.3	3.1	68.2
伝統行事・民俗芸能	N=20	0.8	7.8	5.4	0.8	3.1	84.5
文化財等	N=13	0.0	4.7	3.9	0.8	3.1	89.9
その他	N=4	0.0	0.8	1.6	0.0	0.8	96.9

【全体傾向】 鑑賞/「音楽」「文芸」「伝統芸能」は自宅、「伝統行事・民俗芸能」「美術」「生活文化」「舞踊」は「三島市内」、「映画、メディア芸術」「文化財等」「演劇」は「三島市外の県内」で最も多く鑑賞されている。

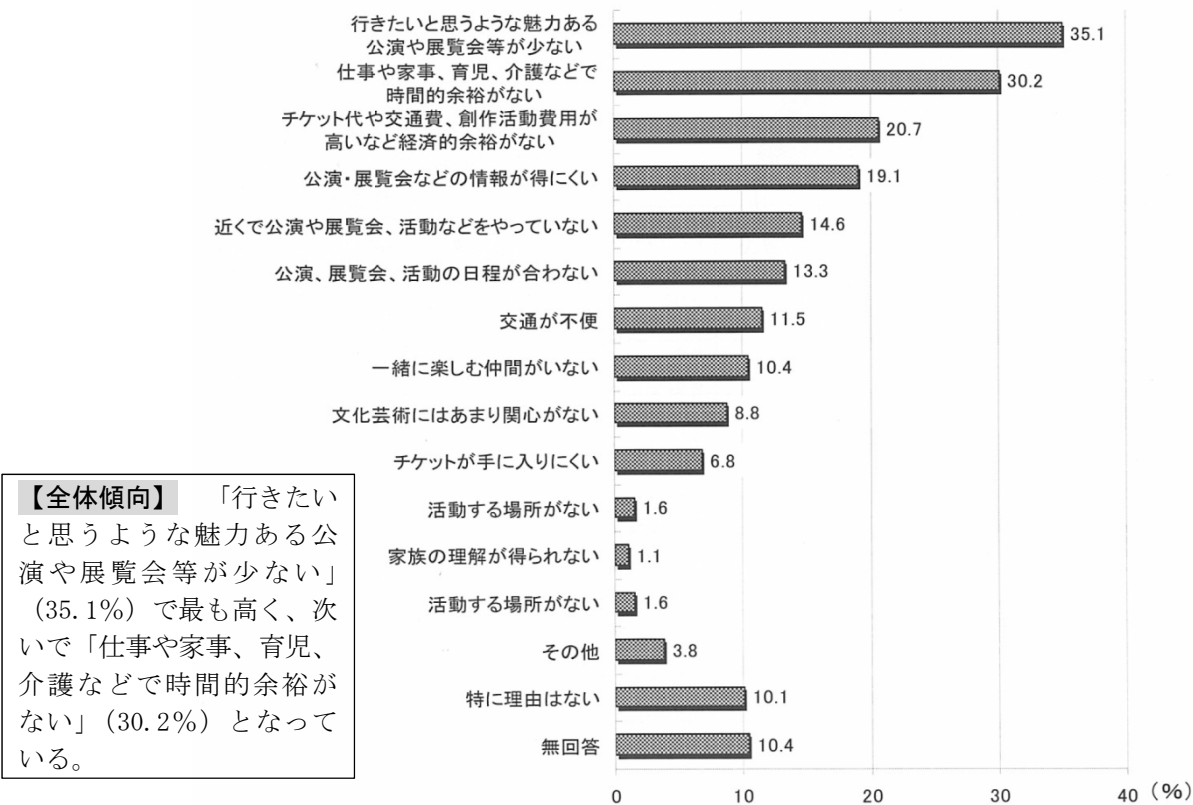
創作・参加/「生活文化」「美術」は「自宅」、「音楽」「映画・メディア芸術」「伝統行事・民俗芸能」「舞踊」「文化財等」「演劇」は「三島市内」、「舞踊」「文芸」は「三島市以外の県内」、「演劇」は「東京都内」、「伝統芸能」は「その他」で最も多く創作・参加されている。

問9 あなたが、文化芸術の鑑賞および創作・参加の活動に費やす金額は、月にどのくらいですか。



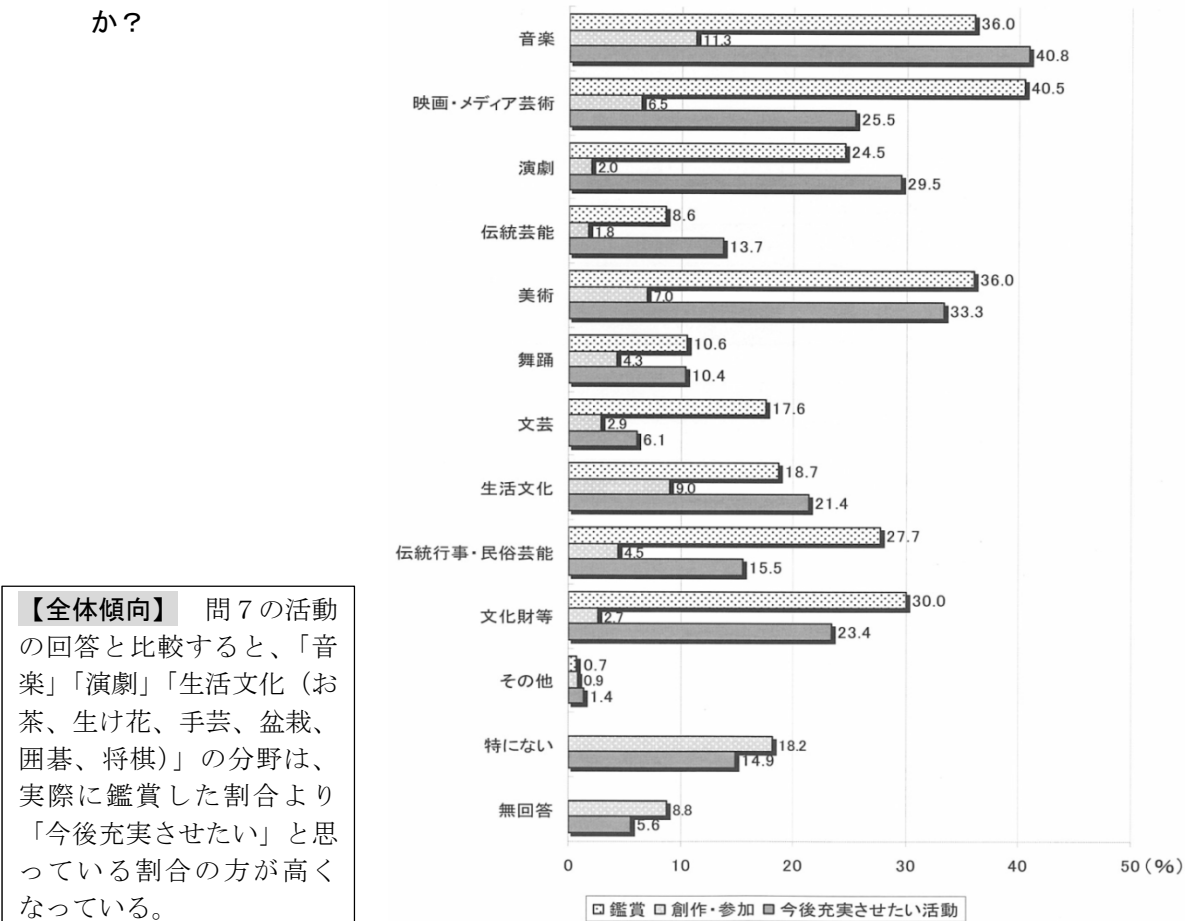
【全体傾向】 平均金額は、鑑賞活動は 3,592 円、創作活動は 2,466 円となっている。また、回答のうち最高額は、鑑賞活動は 40,000 円、創作活動は 40,000 円であった。

問10 あなたが、文化芸術活動をする上で困っていることや不満なこと、あるいは文化芸術活動をしない理由は何ですか。



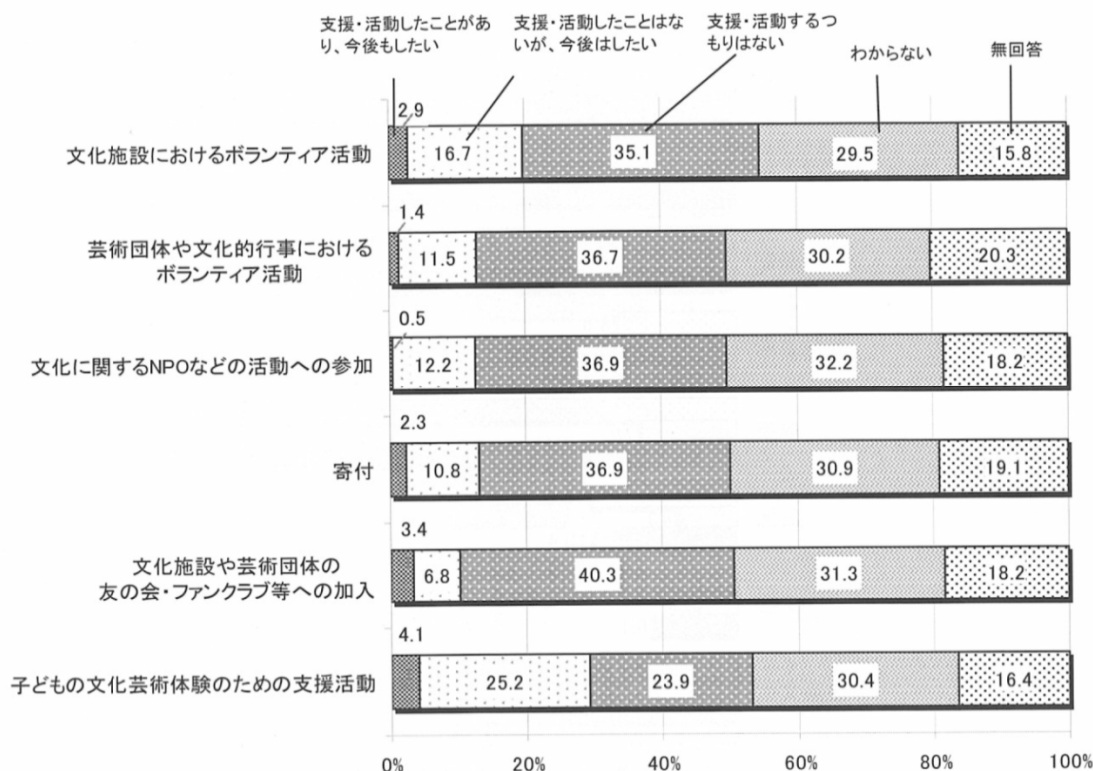
【全体傾向】 「行きたいと思うような魅力ある公演や展覧会等が少ない」(35.1%)で最も高く、次いで「仕事や家事、育児、介護などで時間的余裕がない」(30.2%)となっている。

問11 あなたが、今後、鑑賞や創作・参加の活用をもっと充実させたいと思うものはありますか？



【全体傾向】 問7の活動の回答と比較すると、「音楽」「演劇」「生活文化(お茶、生け花、手芸、盆栽、囲碁、将棋)」の分野は、実際に鑑賞した割合より「今後充実させたい」と思っている割合の方が高くなっている。

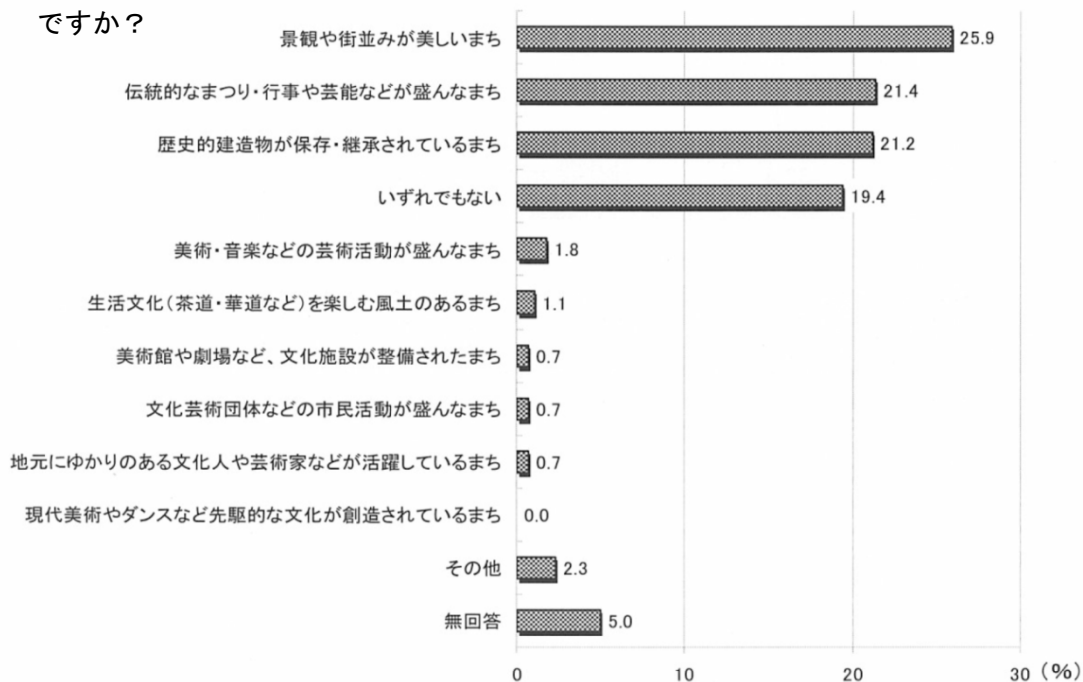
問 12 あなたは、文化芸術に関する支援やボランティア活動をしたいと思いますか。



【全体傾向】 「子どもの文化芸術体験のための支援活動」に関しては「支援している」と「今後はしたい」を合わせると3割近くになり、他に比較して高い数値を示している。

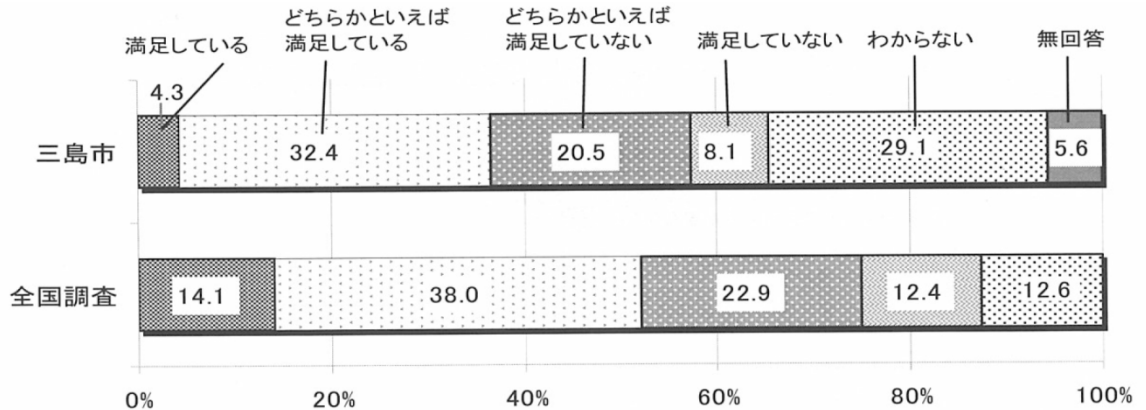
Ⅲ 三島市の文化芸術について

問 13 あなたは、文化芸術の面から見た三島市について、どのようなまちのイメージをお持ちですか？



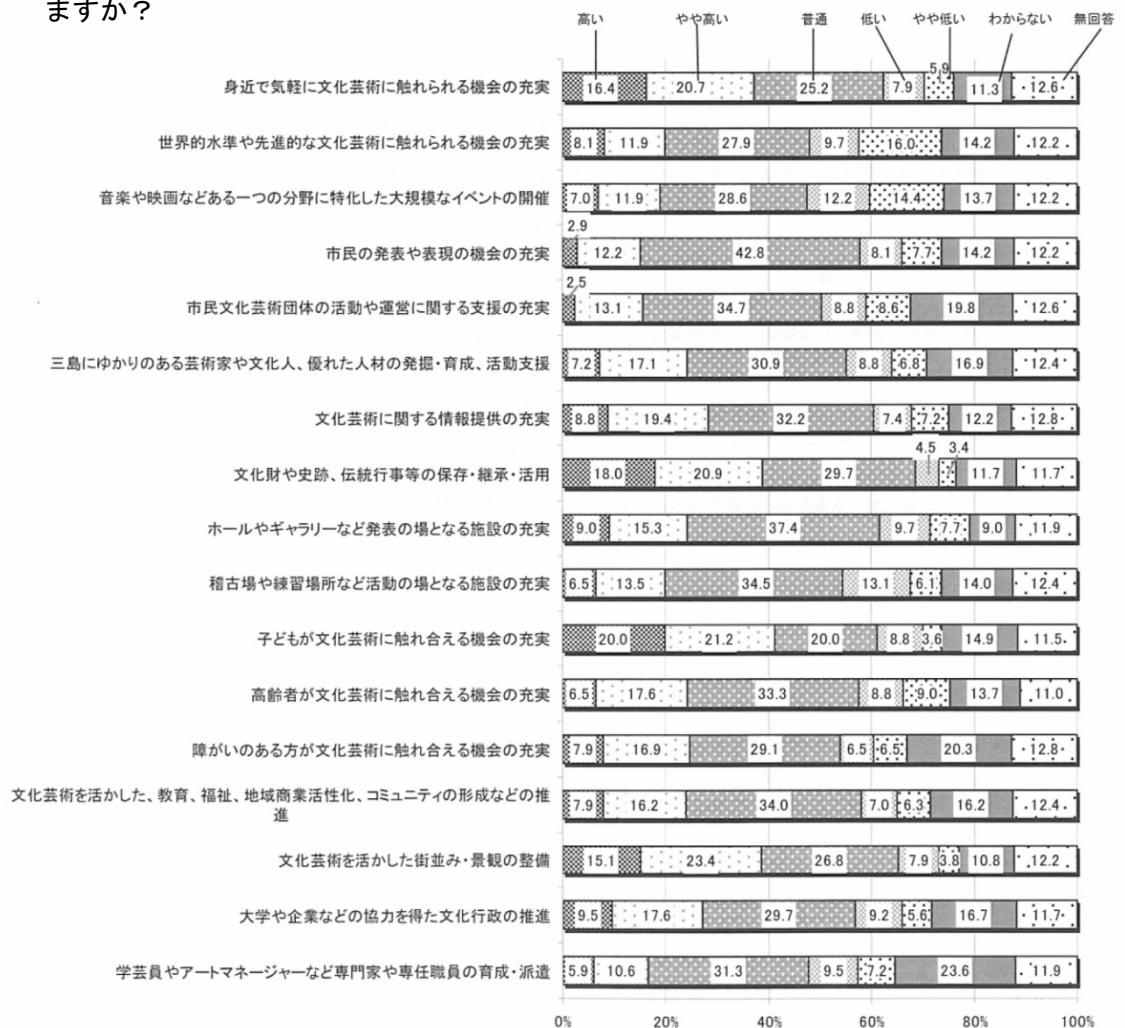
【全体傾向】 「歴史的建造物が保存・継承されているまち」(21.2%)、「景観や街並みが美しいまち」(25.9%)、「伝統的なまつり・行事や芸能などが盛んなまち」(21.4%)と、現代的な文化よりも、昔から継承されているもののイメージが強い傾向にある。

問 14 あなたは、三島市の文化的環境（鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的街並みの保全・整備など）に満足していますか。



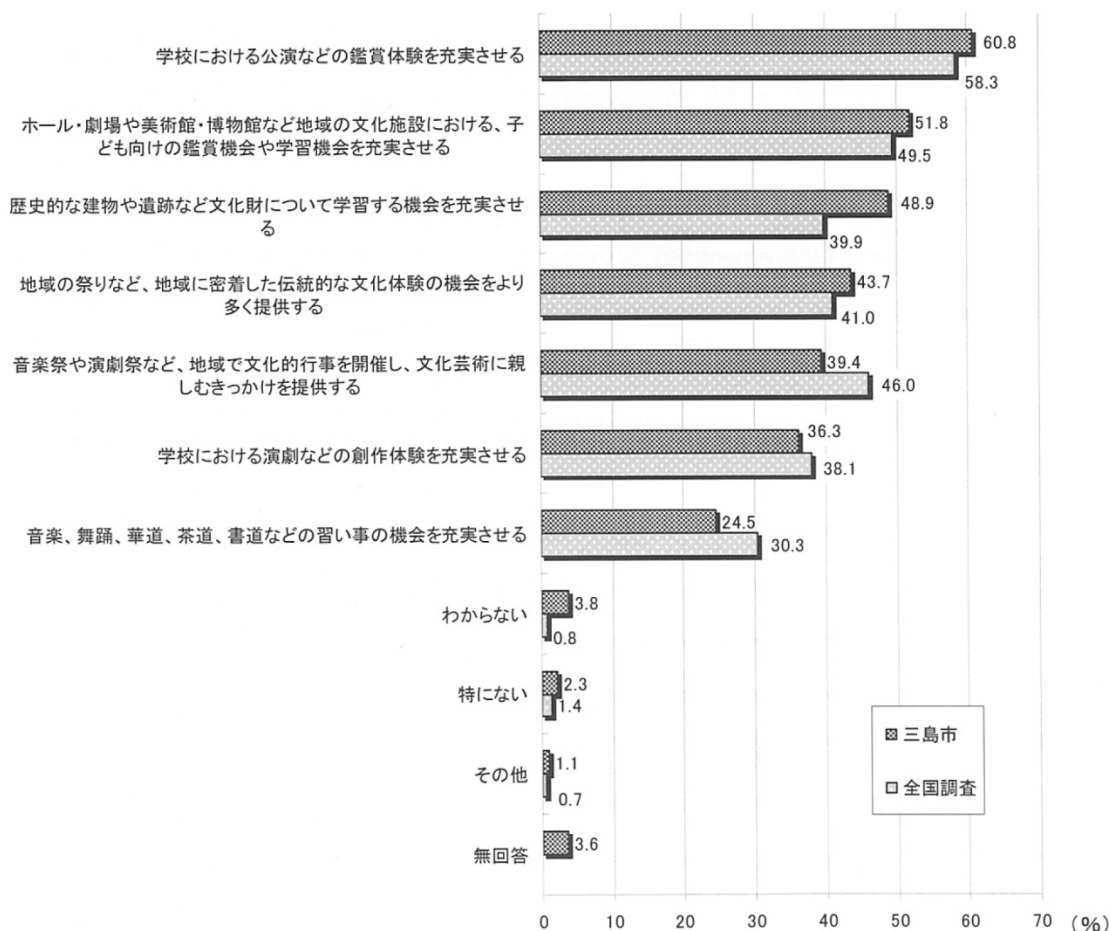
【全体傾向】 「どちらかといえば満足している」(32.4%)の次に高い数値を示したのが、「わからない」(29.1%)であった。
【国の調査との比較】 国の世論調査と比較すると、満足度（「満足している」「どちらかといえば満足している」）及び不満足度（「満足していない」「どちらかといえば満足していない」）ともに三島市は低く、「わからない」（三島市 29.1%、国 12.6%）という意見を保留している割合が高い。

問 15 あなたは、今後、三島市の文化芸術を振興するために、どのような施策が重要だと思いますか？



【全体傾向】 「高い」と「やや高い」の合計でみると、「子どもが文化芸術に触れ合える機会の充実」(41.2%)、「文化財や史跡、伝統行事等の保存・継承・活用」(38.9%)、「文化芸術を活かした街並み・景観の整備」(38.5%)、「身近で気軽に文化芸術に触れられる機会の充実」(37.1%)が高い支持を集めた。逆に、「低い」と「やや低い」の合計でみると、「音楽や映画などある一つの分野に特化した大規模なイベントの開催」(26.6%)、「世界的水準や先進的な文化芸術に触れられる機会の充実」(25.7%)の項目の意見が多かった。

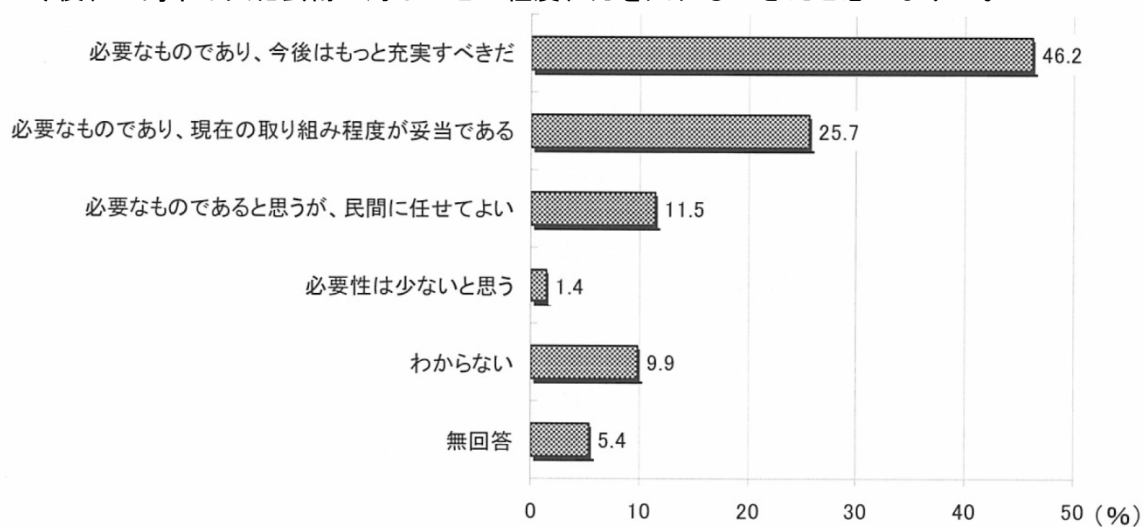
問 16 あなたは、子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか？



【全体傾向】 「音楽、舞踊、華道、茶道、書道などの習い事を充実させる」(36.3%)「学校における演劇などの創作体験を充実させる」(36.3%)といった能動的体験よりも、「学校における公演等の鑑賞体験を充実させる」(60.8%)「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」(51.8%)といった受動的体験を重視する傾向にある。

【国の調査との比較】 国の世論調査と比較すると、項目順位及び数値ともにはほぼ同様の値を示しているが、唯一「遺跡等について学習機会を充実させる」の回答のみ三島市では9ポイント高くなっている。

問 17 今後、三島市は文化芸術に対してどの程度、力を入れるべきだと思いますか。



【全体傾向】 「必要なものであり、今後はもっと充実すべきだ」と「必要なものであり、現在の取り組み程度が妥当である」の合計が71.9%と高い値を示した。問15、問16において、支持が高い選択肢の実現が市民の満足度の向上に有効であると思われる。

2. 三島市文化振興基本条例

平成26年6月27日

条例第34号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 文化振興基本計画(第9条)

第3章 文化の振興に関する基本的施策(第10条—第16条)

第4章 文化振興審議会(第17条)

附則

文化を創造し、享受し、これらの活動を支援することは、人々の生まれながらの権利であり、これを尊重し合える社会を実現することは、人々の願いである。

文化は、次代を担う子どもの豊かな心と創造性を育むとともに、人々の生活に安らぎと潤いをもたらすものである。

また、地域の歴史と風土に培われてきた伝統的な文化は、将来にわたり受け継ぐべき私たちの宝であり、地域を愛する心を養い、共通のよりどころとして人々の相互の絆^{きずな}を強め、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の源泉となることで活力ある地域社会の実現に資するものである。

ここ三島は、霊峰富士からの清らかな湧水が流れる美しい水の都であり、その湧水が私たちが育む上で重要な要素となっている。また、古くから伊豆における政治経済の中心、交通の要衝、三嶋大社の門前町として栄え、独自の歴史を経てきた。

そのような中で培われてきた固有の文化は、私たちの誇りである。

将来にわたりこのような文化を継承し、発展させるとともに、新たな文化を創造していくためには、人々が自ら文化の担い手であることを認識し、文化の多様性を尊重しつつ、市民等、文化団体、学校、事業者及び市が相互に連携を図りながら協力することが必要である。

また、文化が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、活力ある地域社会の実現のため、文化を通じた交流の促進、教育、観光、社会福祉その他の分野との連携等の施策を包括的に推進していくことが必要である。

ここに、文化の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務、市民等の役割等を明らかに

するとともに、市における文化の振興に関する施策(以下「文化振興施策」という。)の基本となる事項を定めること等により、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び市民等が将来にわたり誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 人間の活動により生み出されるものであって、芸術、芸能、生活文化をはじめ、文化財、景観等を含む人間及び人間の生活に関わる総体をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内で文化活動を行う者をいう。
- (4) 文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化活動を行うことが人々の権利であることに鑑み、市民等が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化の多様性が尊重されなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、現在及び将来の世代にわたって市民等が文化を創造し、享受することができるとともに、文化により地域が魅力あるものとなることで、地域に対し市民等が誇りと愛着を持つことができるよう配慮されなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化(以下「伝統文化」という。)が継承されるとともに、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の創造がなされるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、文化活動が活発に行われるよう、市民等、文化団体、学校、事業者及び市との間の連携が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化振興施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、文化振興施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等、文化団体、学校及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、文化振興施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、自らが文化活動の担い手であることを自覚し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことにより、文化を継承し、及び創造し、並びに発展させるよう努めるものとする。

(文化団体の役割)

第6条 文化団体は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、自主的かつ主体的に文化活動の充実に努めるとともに、文化活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、文化に関する体験学習等の充実に努めることを通じて幼児、児童、生徒又は学生の感性を磨き、表現力を高め、及び創造力を豊かなものにするよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、文化についての関心と理解を深め、地域の文化の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

第2章 文化振興基本計画

(基本計画)

第9条 市は、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三島市文化振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化の振興に関する基本方針

(2) 文化の振興に関する目標

(3) 文化振興施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(市民等の文化活動を行う機会の充実)

第10条 市は、市民等が、等しくかつ身近に多様な文化に親しむことができるようにするため、その文化活動を行う機会の充実に努めるために必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの多様な文化に親しむ機会の提供)

第11条 市は、子どもの感性を磨き、及び豊かな人間性を育むため、子どもが多様な文化に親しむ機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

(伝統文化の継承、発展等)

第12条 市は、市民等が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現を図るため、伝統文化の継承、発展その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供等)

第13条 市は、文化を通じた交流を促進するため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施

策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第14条 市は、将来にわたり市民等の文化活動を促進するため、文化に関する専門的知識及び技能を有する者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の分野における施策との連携の促進等)

第15条 市は、心豊かな市民生活を実現するため、文化振興施策と教育、観光、社会福祉その他の分野における施策との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、文化振興施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 文化振興審議会

(審議会)

第17条 文化の振興を図るため、三島市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他文化の振興に係る重要事項に関すること。

3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化団体を代表する者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) 市内に居住する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成26年10月1日から施行する。

3. 三島市文化振興審議会規則

平成26年6月27日

教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市文化振興基本条例(平成26年三島市条例第34号)第17条第6項の規定に基づき、三島市文化振興審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等の職務)

第2条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、その委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、文化振興担当課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

4. 三島市文化振興基本計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 10 月 28 日

(設置)

第 1 条 「三島市文化振興基本条例」(平成 26 年 6 月)を踏まえ、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「三島市文化振興基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定するため、文化振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他、文化政策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長を、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 7 条 策定委員会の補助機関として、細部にわたる検討を行うための作業部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから委員長が依頼し、又は指名する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 文化団体の会員
- (3) 文化施設の職員
- (4) 市の職員

3 部会は、所掌の検討作業を行い、委員会へ報告する。

(庶務)

第 8 条 委員会及び部会の庶務は、三島市教育委員会文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月5日から施行する。

別表

教育部長、商工観光課長、政策企画課長、広報広聴課長、水と緑の課長、学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、文化振興課長

5. 三島市文化振興審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
松本 茂章	静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科 教授	会長
齊藤 静雄	三島市文化芸術協会 会長	副会長
飯倉 清太	特定非営利活動法人 NPO サプライズ 代表理事	
岩本 圭司	大岡信ことば館 館長	
岡野 晃子	ベルナール・ビュフェ美術館 副館長	
神山 眞理	日本大学国際関係学部国際教養学科 教授	
後藤 淳	静岡県文化・観光部 部長代理	
鶴田 知志子	公募市民	
中村 麻美	三島市小中学校校長会 代表 (三島市立沢地小学校 校長)	
中村 美帆	静岡文化芸術大学文化政策学部芸術文化学科 講師	
橋本 敬之	特定非営利活動法人伊豆学研究会 理事長	

(役職以下五十音順 敬称略)

6. 文化振興基本計画策定委員会及び作業部会委員名簿

(1) 文化振興基本計画策定委員会委員名簿

平成 26 年度

氏名	所属等	備考
佐野 康仁	教育部長	委員長
三枝 邦昭	商工観光課長	
長谷川 博康	企画部 参事（政策企画課長）	
芦川 一登志	企画部 参事（広報広聴課長）	
石井 正治	都市整備部 参事（水と緑の課長）	
西島 正晴	学校教育課長	
野澤 秀里	生涯学習課長	
岩田 道彦	図書館長	
横山 登志男	文化振興課長	

平成 27 年度

氏名	所属等	備考
佐野 康仁	教育推進部長	委員長
宮島 康一	商工観光課長	
芹沢 尚志	企画戦略部 参事（政策企画課長）	
福田 淑子	広報広聴課長	
石井 正治	都市整備部 参事（水と緑の課長）	
小塚 英幸	学校教育課長	
野澤 秀里	生涯学習課長	
諸伏 文子	図書館長	
横山 登志男	教育推進部 参事（文化振興課長）	

(2) 文化振興基本計画策定作業部会委員名簿

氏名	所属等	備考
加藤 哲夫	ギャラリーアートワークス 主宰	
志田 理子	公益財団法人佐野美術館 学芸員	
森嶋 康代	特定非営利活動法人 NPO サプライズ 事務局長	
山形 真由美	ピアノ音楽研究会 事務局長	
千葉 敬	三島市地域ブランド創造室 主査	
原 礼敏	三島市政策企画課 主事	平成 26 年度
瓜島 史剛	三島市政策企画課 主任	平成 27 年度
中山 靖子	三島市教育委員会学校教育課 指導主事	
望月 康隆	三島市民文化会館 館長、指定管理者	

(敬称略)

アドバイザー	川本 直義	株式会社伊藤建築設計事務所 取締役 特定非営利活動法人世界劇場会議名古屋 理事・事務局長
事務局 協力者	梶谷 智	静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科 大学院生
	大上 美来	静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科 大学院生
	木村 彩乃	静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科 大学院生
	桐山 大空	静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科 大学院生

(敬称略)

7. 計画の策定経過

日程	会議名等	内容等
平成 26 年 11 月 5 日	第 1 回審議会	基本計画策定事業の進め方について 三島市の文化資源と施策について
	第 1 回作業部会	基本計画策定事業の進め方について 三島市の文化資源と施策について
12 月 10 日	第 2 回作業部会	基本計画に盛り込む内容について
平成 27 年 1 月 21 日	第 2 回審議会・第 3 回作業部会（合同開催）	文化振興基本計画の柱について
2 月 13 日	第 1 回策定委員会	計画骨子案と今後の進め方について
2 月 18 日	第 4 回作業部会	計画骨子案について
5 月 1 日	第 5 回作業部会	計画骨子案及び施策の展開について
5 月 13 日	第 2 回策定委員会	計画骨子案について
5 月 22 日	平成 27 年度第 1 回審議会	計画骨子案について、市民文化会館のあり方・役割について
7 月 17 日	第 6 回作業部会	計画案について、施策の体系について
9 月 18 日	第 7 回作業部会	計画案について
10 月 8 日	第 3 回策定委員会	計画案について
10 月 13 日	平成 27 年度第 2 回審議会	計画案について
11 月 1 日～30 日	パブリック・コメント	—
平成 28 年 1 月 12 日	第 8 回作業部会	計画最終案について
1 月 13 日	第 4 回策定委員会	計画最終案について
1 月 21 日	平成 27 年度第 3 回審議会	計画最終案について

三島市文化振興基本計画

発行 平成 28 年 3 月

編集 三島市教育委員会文化振興課

〒411-0035 静岡県三島市大宮町 1 丁目 8 番 38 号

TEL:055-983-2672 FAX:055-983-0870

E-mail:bunka@city.mishima.shizuoka.jp

URL <https://www.city.mishima.shizuoka.jp>

